

少年センターだより

可児市役所 人づくり課 ☎62-1111

第3日曜は『家庭の日』 =家庭は青少年の人格が形成される大切な場=

『家庭の日』運動は、昭和30年(1955年)に鹿児島県の小さな町で生まれました。

岐阜県では昭和42年(1967年)に『岐阜県家庭の日を定める条例』を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

家庭はふれあいとやすらぎの場であり、青少年の人格が形成される基盤です。また、人との関係の在り方や社会のルールを学ぶ場でもあります。温かな家庭で育った青少年には、自己存在感（自分が大切にされているという思い）や自己有用感（自分の存在が周りの人々にとって役にたっているという思い）、そして自己肯定感が生まれ、将来に希望を持って自分を高めていくことができます。たとえ失敗をしても、温かな家族の支えがあれば、乗り越えていくことができます。

温かな家庭の第一歩として、家族の中で『おはよう』『おやすみ』『ありがとう』といった挨拶をはじめ、相手を肯定することばをかけ合うことが大切です。互いに声をかけ合うことで相手の様子を知ることばもできます。あいさつや感謝のことばが普通にかける明るい家庭を築きましょう。そして、地域でも積極的に声をかけ合って、安心して過ごせる地域づくりに取り組みましょう。

令和2年度『わが家の宝物』標語 優秀作品

- おてっだい できることから ひとつずつ
今渡南小学校 服部 ひなたさん
- うれしいな 家族みんなを あさごはん
今渡南小学校 川崎 祐椰さん
- ほっとする 家族とすごす 日じょうに
春里小学校 薄葉 娑菜さん
- 進む僕 見守る親に ありがとう
蘇南中学校 奥村 朔史さん
- 家族のため 働く父の光る汗
広陵中学校 片山 由梨奈さん
- 苦しい時 支えてくれる 家族の手
広陵中学校 山元 敦琥さん



『家庭のぬくもり作品展』

可児市青少年育成市民会議主催により、令和3年1月15日～27日、広見地区センターで、入賞作品が展示されました。

可児市内の小学校・中学校から『わが家の宝物』をテーマにした作文614点と標語685点が、さらに『家庭の日』を啓発する図画・ポスターに145点と、累計で1444名の児童・生徒の皆さんが参加しました。

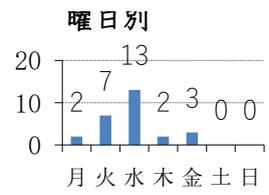
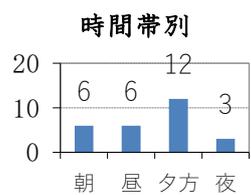
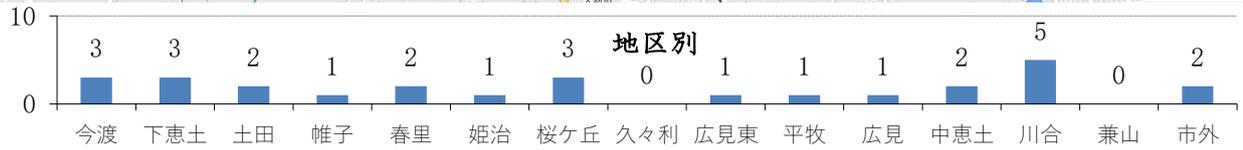
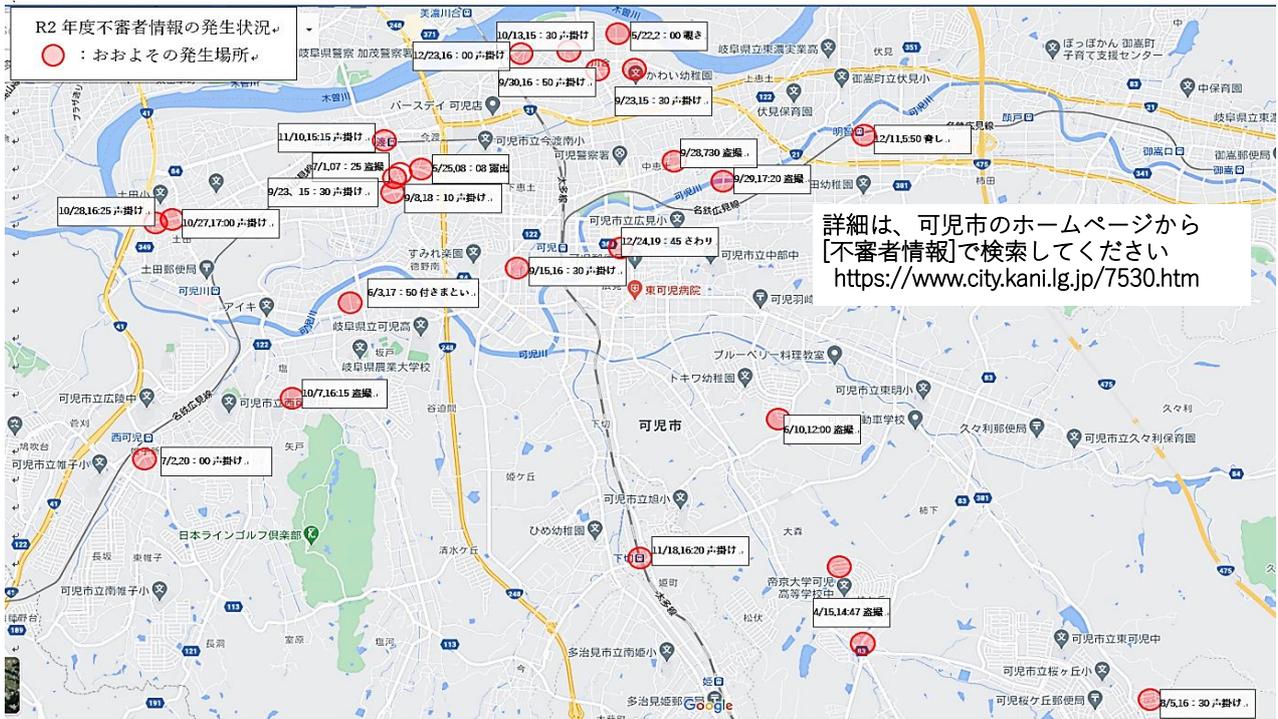
左は標語の部の『優秀賞』の作品です。入賞作品だけでなく、すべての参加作品からは家族の絆や思いやり、家族への感謝の気持ちなど、それぞれの家庭の温かな営みが感じられました。

不審者情報（令和2年4月～12月）

コロナ禍の中、外出も躊躇させられる状況です。市内の各学校では最初の緊急事態宣言後の6月から授業が開始され、夏休みや冬休みも短くして子ども達の学びの充実のために、教育活動に取り組まれています。可児市少年センターでは、子ども達の下校時刻を中心に、青パト（青色回転灯搭載車両）による市内のパトロール巡回を行なっています。各小学校区では、ボランティアの見守り隊の皆さんが下校時の通学路に立って、子ども達の安全を見届けてくださっています。ありがとうございます。

一方、可児市少年センターでは昨年(令和2年)4月～12月の間にすでに27件の不審者情報を『すぐメールかに』で配信しました。岐阜県警察（可児警察署）の情報や各学校からの情報をもとに配信しています。実は、この件数は令和元年度中の不審者情報の件数(24件)を超えています。地図とグラフに令和2年4月～12月に配信した不審者情報をまとめました。特に声掛け事案やスマートフォンによる撮影等の不審行動が多いのですが、中には【広見地内において、自転車で帰宅途中の女子生徒に、男が道を尋ねた際に抱きつく(令和2年12月24日19時45分頃)】といった事案も生じています。

市民の皆様におかれましても、市内にお出かけの際や散歩をされる際、また家の周りで作業をされるときなど、子ども達の安全について気にかけて、見守ってくださるようお願いいたします。どうぞ、多くの皆様の見守りで「安全・安心な街づくり」に力をお貸しください。



小：小学生 中：中学生 高：高校生
 ※性別が混在または不明の場合は、小学生/中学生/高校生として数えています

6:00←朝→12:00←昼→16:00←夕方→18:00←夜→6:00

『すぐメールかに』への登録を

不審者情報、災害・緊急情報、また、不燃ごみの収集に関する情報等々、可児市が発信する情報を得ることができます。次の2次元コードを読み取っていただき、案内に従って登録してください

災害・緊急情報

すぐメールかに



空メールを送ったら、欲しい情報を選んで登録しよう！



アプリでいつでもどこでもラジオが聴ける！

また、『FM らら』のアプリを登録しておくことで、可児警察署からの情報や市内だけではなく可茂地区における緊急情報も得ることができます。こちらも、ぜひ、ご活用ください。

青少年に関わる相談や情報提供、ご意見を受け付けています

- ・電話による相談 62-1111（内線2116）【可児市 人づくり課 男女参画・青少年係】

可児市役所に電話をして、「内線2116」につなぐよう依頼してください

対応は、青少年指導相談員が受けさせていただきます。

- ・メールによる相談 seisyonensoudan@city.kani.lg.jp

右の2次元コードを読み取っていただくと、メールアドレスを取得できます。



青パト（青色回転灯搭載車両）によるパトロールの活動

表は、令和2年4月から令和2年12月までの青パト（青色回転灯搭載車両）によるパトロールの回数を表しています。

最初の緊急事態宣言が出された4月・5月は、市内の公園や公共施設、学校周辺を重点的に巡回しました。

また、6月の月上旬は学校の再開に合わせて分散登下校の屋前後を中心に、その後は児童・生徒の下校時刻に合わせて巡回してきました。

可児市少年センターの補導員には可児市青少年育成推進委員会の皆様24名と各地区の青少年育成市民会議の補導部員の皆様68名の方に登録していただいています。しかし、新型コロナウイルスへの感染防止のために補導活動をお願いすることができませんでした。10月中旬～11月中旬になってようやく市推進員の皆様による巡回を行っていただくことができました。しかし、その後は再び少年センターの事務局（相談員）が、小学校、中学校の通学路、また市内の公園や公共施設、そして不審者情報の寄せられた地点を中心に巡回パトロールを行ってきました。

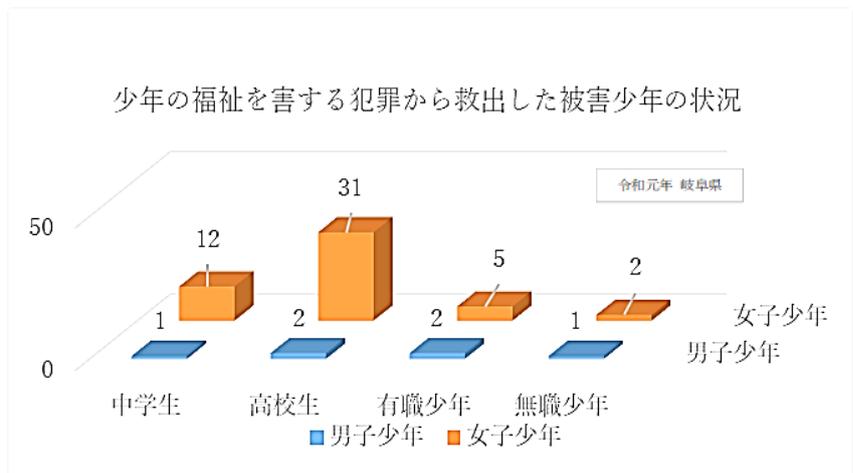
一方、地区補導部員による徒歩での見回りや地区の青パト巡回組織によるパトロールを実施している地区もあります。ありがとうございます。

	月	火	水	木	金	土	日	合計
午前	3	4	6	1	2	0	0	16
午後	21	20	19	15	19	1	0	95
薄暮	0	0	0	1	0	1	0	2
夜間	1	1	1	1	0	0	1	5
計	25	25	26	18	21	2	1	118

インターネットやスマートフォンの利用では、親子で約束づくりを！！！！

次の表は令和元年中に岐阜県警察による少年の福祉を害する犯罪の検挙件数（岐阜県警察ホームページ<pref.gifu.lg.jp>より）をまとめたものです。また、その右のグラフは犯罪から救出された被害少年の状況です。犯罪内容としては児童買春やみだらな性行為等の犯罪が多く、女子高校生や女子中学生の被害が多いことが分かります。

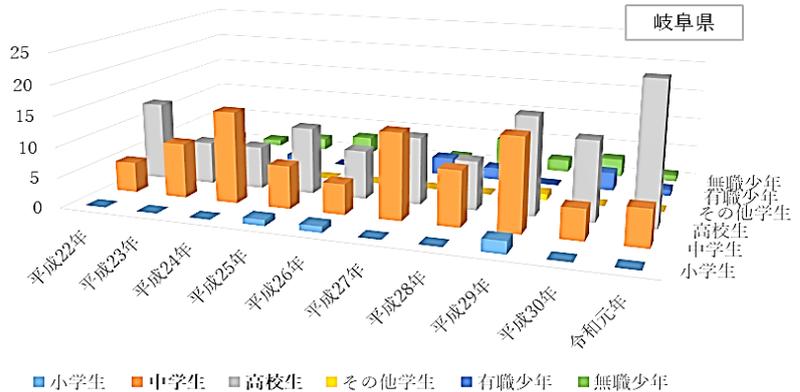
少年の福祉を害する犯罪	令和元年 件数
児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春等）	84
青少年健全育成条例違反（みだらな性行為等）	33
出会い系サイト規制法違反	8
未成年者飲酒禁止法違反	3
児童福祉法違反（淫行させる行為等）	2
風営適正化法違反（未成年者使用等）	2
大麻取締法違反（譲渡等）	1
未成年者喫煙禁止法違反	1
売春防止法違反	1
合計	135



さらに、右のグラフはSNSに起因する被害少年の学識別推移を表しています。10年間の被害件数は上昇傾向にあります。

インターネットやスマートフォン等の利用は私たちの生活から切り離せないものになってきていますが、子ども達に利用させるためにはこうした危険性について親子でよく話し合うことが大切です。

岐阜県のSNSに起因する「少年の福祉を害する」被害少年の学識別推移



(注) SNS (ソーシャル ネットワーキング サービス) には、LINE (ライン)、Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター)、Youtube (ユーチューブ)、Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック)、Snow (スノー) など、数多くの種類があります。

= 岐阜県における青少年のための相談窓口の紹介 =

- (岐阜県青少年SOSセンター 電話 0120-247-505
メール s-soudan@govt.pref.gifu.jp FAX 0120-505-783)
- ひきこもり、いじめ、不登校、非行、友人関係、親子関係、不安、就労等の悩みに対応
 - 365日、24時間対応のフリーダイヤル (午後8時～翌朝9時は緊急の場合のみ)
 - 悩みを抱えている青少年 (小・中・高校生～概ね39歳) やその保護者の相談にも対応
- (岐阜県 若者サポートステーション 電話 058-216-0125
メール gifusapo@icds.jp FAX 058-216-0124)
- 無業状態の若者の社会的・職業的自立を目指す若者のための総合相談窓口です
 - 15歳～49歳までの若者およびその保護者が対象で、相談はすべて無料・予約制です
 - 可児市においても、毎週水曜日に総合会館で相談会が行われています